

22 新型コロナによる解雇による納税について

【問】

①新型コロナ感染により仕事を解雇されてしまい、国保税が支払えない状況の場合、どのような手続きをする必要がありますか。

【答】

①国民健康保険税が支払えない状況の場合には、非自発的失業者の保険税の軽減制度、徴収の猶予制度、また、減免制度といった制度の利用が考えられます。こうした各制度を活用するために、まずはご相談ください。

ア 非自発的失業者の保険税の軽減（医療保険課）

倒産・解雇・雇い止めなどによる非自発的な理由で離職し、ハローワークで発行する雇用保険受給資格者証の離職理由のコード番号が、11・12・21・22・31・32 または 23・33・34 である方は、税の軽減措置があります。

イ 徴収の猶予制度（収納課）

新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していることや納税を行うことにより少なくとも向こう半年間の事業資金や生活資金等について困難と認められる場合に猶予制度が適用されます。

ウ 減免制度（市民税課）

国民健康保険税の減免に対する財政支援が国より措置されることになりました。財政支援の基準に沿った減免ができるように規定の制定を進めており、制定後速やかに周知してまいります。なお、この減免につきましては、上記アの非自発的失業者の保険税の軽減の対象となる給与収入の減少につきましては、対象となりません。

(収納課 R2.5.7 回答)